

身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）

氏名	明治・大正 昭和・平成	年	月	日生（ ）歳	男・女
住所					
① 障害名（部位も明記）					
② 原因となった 疾病・外傷名					
交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他（ ）					
③ 疾病・外傷発生年月日					
明治・大正 昭和・平成					
年 月 日 ・場所					
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）					
障害固定又は障害確定（推定）昭和・平成 年 月 日					
⑤ 総合所見					
〔将来再認定（障害程度の変化の見込） 要 ・ 不要 〕 〔再認定の時期 年 月〕					
⑥ その他参考となる合併症状					
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。					
平成 年 月 日					
病院又は診療所の名称					
所在地					
診療担当科名 科 医師氏名 ㊞					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入すること。〕					
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に					
・該当する。（ 級相当）					
・該当しない。					
注意					
1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。					
2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。					
3 障害区分や等級決定のため、静岡県社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。					

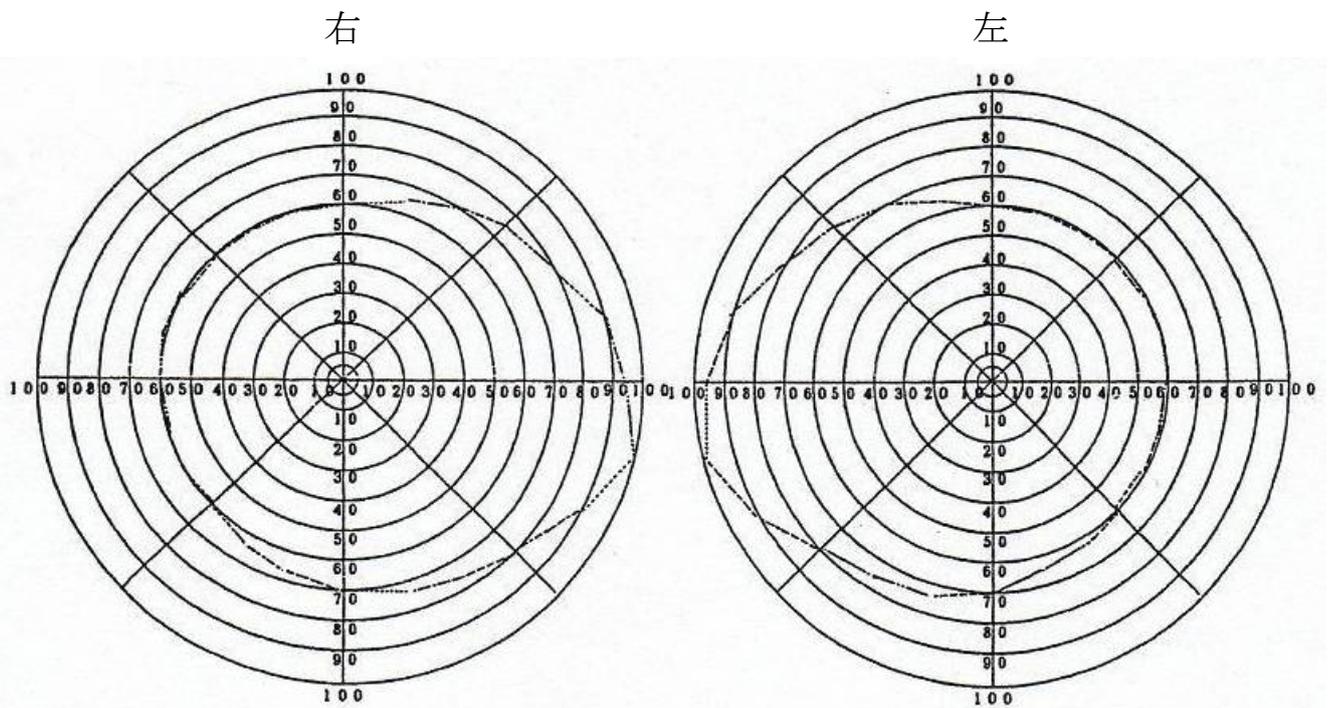
## 視覚障害の状況及び所見

### 1 視力

	裸眼	矯正
右	( × DCy 1	DAx )
左	( × DCy 1	DAx )

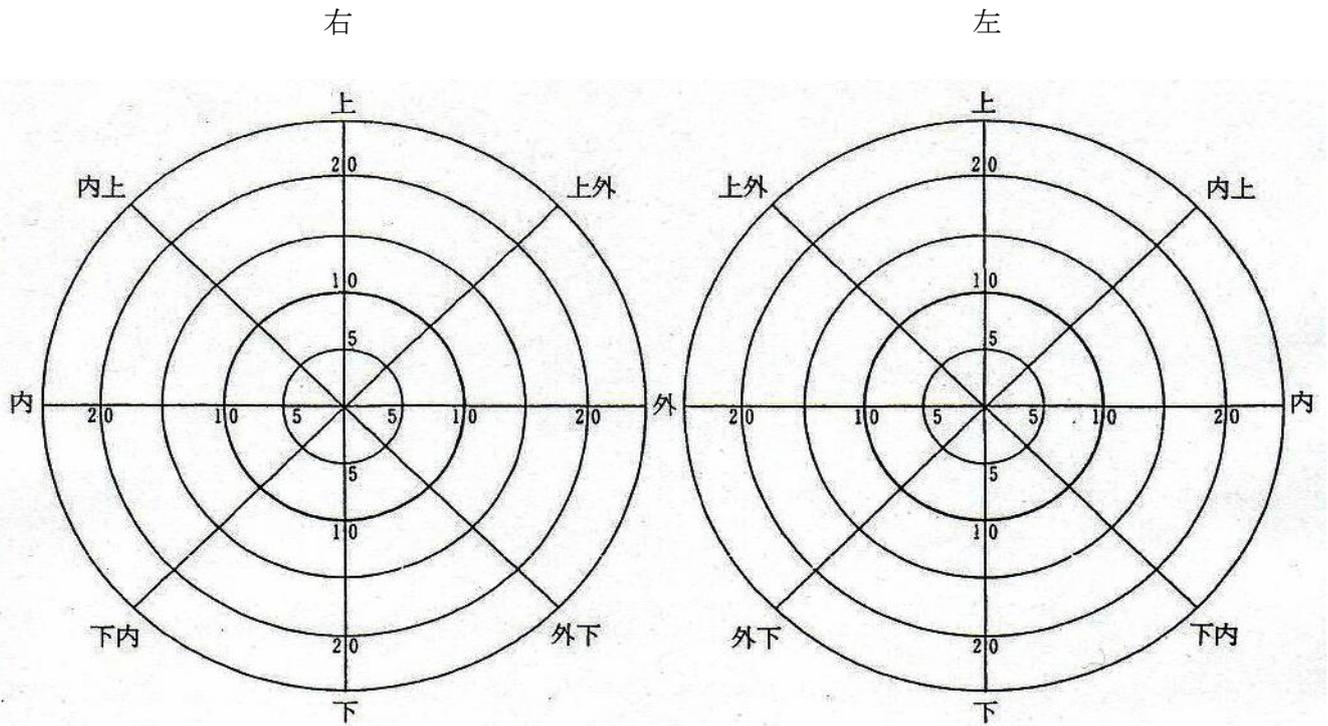
### 2 視野

求心性視野狭窄の有無 ( 有 ・ 無 )



- 備考
- 1 視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。
  - 2 ゴールドマン視野計の I/4 の視標、それ以外の測定方法によるときは、これに相当する指標で測定するものとする。

### 3 中心視野



備考 ゴールドマン視野計の I/2 の視標、それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標で測定するものとする。

右	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計①	視能率②	損失率③
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (① ÷ 560 × 100)	% (100 - ②)

左	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計④	視能率⑤	損失率⑥
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	% (④ ÷ 560 × 100)	% (100 - ⑤)

$$\frac{(\text{③と⑥のうち大きい方}) + (\text{③と⑥のうち小さい方}) \times 3}{4}$$

4

両眼の損失率

%

### 4 現 症

	右	左
外 眼		
中間透光体		
眼 底		